

香川大学法科大学院年次報告書

【平成19年度適格認定】

平成22年6月

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

| |
|----------------|
| 国立大学法人 香 川 大 学 |
|----------------|

(2) 教育上の基本組織

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 大学・研究科・専攻名称 | 香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻 |
| 開設年度 | 平成16年度 |
| 入学定員 | 20人 |
| 標準修業年限 | 3年 |
| 修了要件単位数 | 93単位以上 |

(3) 所在地

| |
|----------|
| 香川県高松市幸町 |
|----------|

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(郡の場合は町名まで、東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

| | |
|----------|---|
| 教育の理念・目的 | <p>法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等である。</p> <p>法科大学院は、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念として、司法試験・司法修習と有機的に連携させて理論と実務を架橋する教育を行う教育機関である。</p> <p>その教育においては、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることに特に留意すること、及び公平性・開放性・多様性を旨とすることも求められている。連合法務研究科は、このような全国の法科大学院に共通する教育の基本理念と趣旨に適った法曹を養成すること。</p> |
| 養成する法曹像 | <ul style="list-style-type: none"> ・親身に地域住民の生活を支える法曹 ・地域経済活動を支える法曹 ・国際的視野で環境保全を推進する法曹 |

(注) 「教育の理念・目的」欄には、各法科大学院が個別に定める理念、教育目的、目標として公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

| 区 分 | 専 任 教 員 | | | | | 兼任・ 兼任教員 |
|---------------|---------|-----|-------|-------|--------|-------------|
| | 専 | 専・他 | 実・専 | 実・み | 合 計 | |
| 教 授 | 7 | 0 | 5 (5) | 0 () | 12 (5) | 26 |
| 准教授・ 講師・助教 | 6 | 0 | 0 () | 0 () | 6 (0) | |

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

| 法 律 基 本 科 目 | | | | | | | 基 礎 法 律 実 務 科 目 | 隣 接 科 目 基 礎 法 学 ・ | 科 目 展 開 ・ 先 端 |
|-------------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----------|-----------------|----------------------|---------------|
| 憲 法 | 行政法 | 民 法 | 商 法 | 民 事 訴 訟 法 | 刑 法 | 刑 事 訴 訟 法 | | | |
| 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 7 | 0 | 6 |

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

| 区 分 | 人 数 |
|----------|---------|
| 収 容 定 員 | 80 |
| 在 籍 者 数 | 71 (18) |
| うち、法学未修者 | 67 (18) |
| うち、法学既修者 | 4 (0) |

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「収容定員」欄には、入学定員の3倍の数を記入してください。ただし、年次報告書提出年度を含む過去3年度以内に入学定員の変更があった場合は、3年間の入学定員の合計を記入してください。

(2) 入学定員及び入学者数

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 21 年度 | 平成 20 年度 |
|-------------------------------|----------|----------|----------|
| 入 学 定 員 | 20 | 30 | 30 |
| 入 学 者 数 | 18 (3) | 15 (1) | 29 (5) |
| うち、法学未修者 | 15 (3) | 15 (1) | 26 (5) |
| うち、法学既修者 | 3 (0) | 0 (0) | 3 (0) |
| うち、他学部出身者 または社会人経験者 | 10 (0) | 9 (1) | 14 (1) |
| うち、他大学出身者 | 15 (2) | 12 (1) | 27 (5) |
| 入学定員に占める 入学者数の率 | 0.90 | 0.50 | 0.96 |
| 入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率 | 0.55 | 0.60 | 0.48 |
| 入学者数に占める 他大学出身者の率 | 0.83 | 0.80 | 0.93 |

- (注) 1. 年次報告書提出年度を含む過去3年度について、各年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3. 「入学定員に占める入学者数の率」欄には、入学者数を入学定員で割った値、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」欄には、入学者のうち他学部出身者または社会人経験者に当たる者の人数(実数)を入学者数で割った値、「入学者数に占める他大学出身者の率」欄には、入学者のうち他大学出身者の人数を入学者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員に占める入学者数の率」、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」及び「入学者数に占める他大学出身者の率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots \div \lfloor 1.03 \rfloor$ となります。)

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹、地域経済活動を支え、国際的視野で環境保全を推進する法曹を養成するため、次のような人を求めています。

- ・社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者。
- ・物事を公正・公平にみる者。
- ・問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力(たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力)の優れた者。
- ・不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき、地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者。

(2) 入学者選抜方法

選抜は、法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験、小論文及び面接試験、入学志望理由書、学業成績及び履歴書によって行っている。修業期間を標準より1年短縮するコース(2年コース)を希望する志願者は、さらに既修者試験を受験することができる。

(注) 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 既修者の認定方法

次の①及び②の者の内、既修者試験の成績が特に優秀な者で募集人員の3割程度を既修者（2年コース履修生）として認定している。

①法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）が実施する「法科大学院既修者試験」を受験し、かつ、2年コースを希望する者

②本研究科の既修者試験（憲法、民法、会社法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の6科目（論述式））を受験した者

既修者については、在学期間を1年短縮し、必修の基礎科目群のうち既修者試験の出題範囲内の授業科目30単位を修得したものとみなしている。

（注）既修者と認められた場合の在学期間の短縮、認定される単位数、及び法律科目試験の内容と認定される単位の分野の関係について、簡潔に記入してください。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

| 区 分 | | 開設授業科目数 ・ 単位数 | | | | 修了に必要な修得単位数 | | | | |
|----------------|-----------|---------------|------------|----------|----------|-------------|--|--|--------------------------|--|
| | | 必修 科目 | 選択必 修科目 | 選択 科目 | 合 計 | 3年コース | | 2年コース | | |
| 法律 基本 科目 | 公法系 科目 | 6 (12) | 4 (4) | 0 (0) | 10 (16) | 12 単位 | 基礎演習 科目群か ら3単位、 総合演習 科目から 3単位 | 8 単位 | 総合演 習科目 群から 3単位 | その 他 の 選 択 必 修 科 目 から 3 単位 |
| | 民事系 科目 | 16 (32) | 4 (4) | 0 (0) | 20 (36) | 32 単位 | | 12 単位 | | |
| | 刑事系 科目 | 6 (12) | 4 (4) | 0 (0) | 10 (16) | 12 単位 | | 6 単位 | | |
| 法律実務 基礎科目 | | 7 (13) | 6 (8) | 0 (0) | 13 (21) | 15 単位 | | 15 単位 | | |
| 基礎法学・ 隣接科目 | | 0 (0) | 7 (14) | 0 (0) | 7 (14) | 4 単位 | | 4 単位 | | |
| 展開・先端科目 | | 0 (0) | 25 (50) | 0 (0) | 25 (50) | 12 単位 | | 12 単位 | | |
| 合 計 | | 35 (69) | 50 (84) | 0 (0) | 85 (153) | 93 単位 | | 63 単位 ※これとは別に、法学既 修者の認定の際に 30 単位 を修得したものとみなさ れる。 | | |

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で、最新のカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目数・単位数」欄には当該年度に開講されていない隔年開講の授業科目も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入してください。
4. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目に区分できない授業科目については、展開・先端科目の次に新たに「その他」を設けて記入してください。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

| 区 分 | | 法律基本科目 の単位数 | 法律基本科目 以外の単位数 | 修了要件 単位数 | 修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率 |
|-----|-------|----------------|------------------|-------------|-----------------------------------|
| 単位数 | 3年コース | 62 | 31 | 93 | 0.333 |
| | 2年コース | 29～32 | 31～34 | 63 | 0.492～0.539 |

- (注) 1. 「法律基本科目以外の単位数」欄については、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。
2. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例：修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \approx \lfloor 0.354 \rfloor$ となります。)

(3) 履修登録単位数の上限

| 学 年 | 1年次 | 2年次 | 3年次 (最終年次) | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------|--|
| 単位数 | 40 | 36 | 44 | 1年次標準履修36単位の超過分に対応する法律基礎科目は、公法基礎演習(1)、公法基礎演習(2)、民事法基礎演習(1)、民事法基礎演習(2)、刑事法基礎演習(1)、刑事法基礎演習(2)のうち4科目4単位である。 |

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

成績評価基準は多元的なものとし、基準となる要素（例えば期末試験・中間テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の程度など）ごとの配点を、シラバスで予め公表している。

基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目等、演習形式によらない授業科目では、評価に占める期末試験の比率は 50～60%を標準とし、中間テスト・レポート等日常の評価を、残りの比率 40～50%で行う。

演習形式による基幹科目群の授業科目及び実務基礎科目群の多くの授業では、日常の学習の評価の比率をさらに高め、60%以上を標準とする。

成績評価は、100 点満点で 90 点以上を「秀」、85 点以上 90 点未満を「優」、75 点以上 85 点未満を「良」、70 点以上 75 点未満を「可」及び 70 点未満を「不可」の 5 段階評価で行っており、「秀」を全履修者のおおむね 5%以内、「秀」及び「優」の合計を全履修者のおおむね 25%以内としている。

(注) 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素などについて簡潔に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

期末試験の採点は、学生の学籍番号・氏名を特定できない措置を施して行う。また、定例の FD 研究会等において、科目ごとの成績分布状況を示し、全教員の間で情報の共有を図り、成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検している。一部の授業科目は、期末テストの作成・採点などを複数の教員が担当している。なお、学生は自己の成績評価に疑問があるときは調査依頼を行い、担当教員から説明をうけることができ、さらに異議を申し立てて成績調査委員会の審査を受けることもできる。

修了認定の厳格性を確保する措置として、1 年次必修の基礎科目群の修得が 24 単位未満の者は 2 年次必修の基幹科目群等主要科目を履修できず、基礎科目群の修得が 32 単位未満の者、又は、2 年次必修の基幹科目群の修得が 16 単位未満の者は、3 年次必修の実務基礎科目を履修できないという履修制限を設けている。

(注) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われることを確保するための措置（例：成績評価についての説明を希望する学生への説明機会の設定、筆記試験採点の際の匿名性の確保、科目間や担当者間での採点分布に関するデータの共有など）及び修了認定の厳格性を確保するための措置（進級制、修了試験、GPA 等）について簡潔に記入してください。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|-----------|--|
| 入学料 | 282,000 円 | <p>免除：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 ② 入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害の被害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。 ③ 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。 <p>につき、入学料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合。 ③ その他やむを得ない事情があると学長が認める場合 <p>につき、入学料の徴収を当該年度の2月末日まで猶予。</p> |
| 授業料 (年間) | 804,000 円 | <p>免除：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該年度入学者のうち、入学者選抜試験の成績上位者5名の学生に対し授業料の全額を免除。 上記の学生で継続基準（前年度の成績がGPA3.0以上又は成績上位10位以内）を満たす者は、2年間又は3年間の授業料を全額免除 ② 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 ③ 納期前6月以内（新た入学した学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害をうけた場合（これらに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合も含む。）で、納付が著しく困難であると認められる場合。 <p>につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 学業及び人物共に特に優れていると認められる学生に対して、後期に納付すべき授業料の全額を免除。 <p>徴収猶予：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 ② 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>③ その他やむを得ない事情があると学長が認める場合につき、授業料の徴収を当該年度の2月末日まで猶予。</p> <p>月割分納： 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合につき、授業料の月割分納を許可。(授業料年額の12分の1に相当する額を毎月末日までに納付。)</p> |
|--|--|--|

(注)「備考」欄には、免除(全額、半額、その他)、支払い猶予の措置の内容を記入してください。

(2) 奨学金等

| 名 称 | 金額／年・月 | 利子の有無 | 募集人数 | 受 給 者 数 |
|-------------------------------------|---|---|---------------------------------|--|
| 日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種) | 第一種 88,000 円／月 (貸与) 第二種 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月 を選択した者につ いては、希望により 40,000 円／月また は 70,000 円／月の 増額が可能。 | 第一種： 無利子 第二種： 年利 3%ま で | 第一種： 8 名 第二種： 35 名 | 第一種：7 名 第二種：4 名 ※第一種と第二種の 併用者：1 名 |
| 四国ロースクール専用教 育ローン(百十四銀行、 伊予銀行) | 百十四銀行： 100,000 円～ 3,000,000 円 (貸与) 伊予銀行： 100,000 円～ 5,000,000 円 (貸与) | 百十四銀行 年利 2.6% 伊予銀行 年利 2.6% | | 1 名 |

(注) 1. 奨学金ごとに欄を区切って記入してください。

2. 「名称」欄には、奨学金名、給付金名等を記入してください。

3. 「金額／年・月」欄には、年または月当たりの支給金額又は貸与金額を記入してください。なお、括弧内に当該金額の貸与、給付の別を記入してください。

4. 「受給者数」欄には、年次報告書提出の前年度の実績を記入してください。

8. 修了者の進路及び活動状況

| 修了年度 | 修了者数 | 司法試験出願者数 | 備 考 |
|----------|------|----------|-----|
| 平成 21 年度 | 21 | 14 | |

- (注) 1. 年次報告書提出前年度の修了者に係る人数について、年次報告書提出年度の5月1日現在で把握している数を記入してください。
2. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、新司法試験に出願した者の数を記入してください。
3. 「備考」欄には、司法試験出願者以外に修了者の特徴的な進路（例：国家・地方公務員、企業法務関係等）等があれば、記入してください。

改善を要する点の対応状況（この項目は公開を求めるものではありません。）

| 改善を要する点 | 対 応 状 況 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。</p> | <p>(平成 20 年度) 集中講義授業科目の試験日は、講義終了後の翌日に設定することとした。</p> | |
| <p>期末試験に際し、学生に対して出題方針をあらかじめ公表する制度について、一部の授業科目において、当該制度により示された出題範囲が相当程度限定されているため、期末試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。</p> | <p>(平成 20 年度) 期末試験に際し、学生に対して出題方針をあらかじめ公表する制度及び試験の出題に際し、出題範囲が相当程度限定されるような出題方針の発表は控えるよう記載した「成績評価における順守・留意事項」を配布することにより、全教員に周知徹底がはかられている。</p> | |
| <p>一部の授業科目における再試験の設問において、期末試験と同一又は類似の選択肢が一部出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。</p> | <p>(平成 20 年度) 再試験の設問において、期末試験と同一又は類似の選択肢が出題されないよう、「成績評価における順守・留意事項」の配布により、教員に周知徹底がはかられている。</p> <p>(平成 22 年度) 各学期・年次において到達すべき高い学修水準を、厳格な成績評価により確認していくために、再試験制度を廃止した。</p> | |
| <p>担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった 2 授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。</p> | <p>(平成 22 年度) 当該 2 授業科目の内容について、より高い研究業績を持つ専任教員が担当している。</p> | |

(注) 1. 「改善を要する点」の欄は、適格認定時に「改善を要する点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第 1 章から第 10 章の順に記入してください。

2. 「対応状況」欄については、適格認定時からの対応状況を古いものから順に記入してください。

3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。